媛剣連第９５号
令和８年１０月７日

加盟団体長
様
学校長

西条市剣道連盟
会長　田邊　重義

剣道段位審査会（松山）開催のご案内

下記のとおり審査会を行いますので、会員に周知のうえ、審査料と共に一括申請してください。

記

１　期　日　　令和８年１２月１３日（日）
（１）初段、二段　受付‥９：００～９：４５
　　開始‥１０：００
（２）三段～五段　受付‥１２：４５～１３：１５
　　開始‥１３：３０
　申込状況により受付時間が変更になる可能性があります。

２　会　場
　愛媛県武道館　剣道場（松山市市坪西町５５１　電話 089-965-3111）

３　審査範囲
　初段～五段

４　内　容
　〈実技審査〉　受審者同士の立会い２回
　〈学科審査〉　２問を出題
　　提出方式とします。
　　別添の問題に解答のうえ、申し込みと同時に提出してください。
　　（受審番号は空欄としてください。なお、解答は必ず自筆で記載すること。自筆でなければ受け付けないので気を付けること。）
　〈日本剣道形審査〉（実技合格者について行う）
　　初段〔太刀１～３本目〕　　二段〔太刀１～５本目〕
　　三段〔太刀１～７本目〕　　四、五段〔太刀１～７本目・小太刀１～３本目〕
　　※「打太刀」「仕太刀」のどちらかのみ実施する

５　申 込 み
（１）締　　切　　**令和８年１１月１３日（金）必着**
（２）申込み先　　田辺武道店かカワムキ商事に預けてください

※ただし、11/23 実施の西条審査受審者は 11 月 27 日（金）まで申込みを受け付けます。

（３）審査料（消費税込み）

初段　４，４００円（うち消費税 400 円）
二段　５，５００円（うち消費税 500 円）
三段　６，６００円（うち消費税 600 円）
四段　７，７００円（うち消費税 700 円）
五段　８，８００円（うち消費税 800 円）
申込と一緒に田辺武道店かカワムキ商事に預けてください

（４）合格料等(消費税込み)

初段　　９，６４７円（うち消費税　877 円）
二段　１０，６７０円（うち消費税　970 円）
三段　１４，９０５円（うち消費税 1,355 円）
四段　１９，１４０円（うち消費税 1,740 円）
五段　２５，４１０円（うち消費税 2,310 円）

※審査会当日、合格料の徴収はありません。後日、加盟団体を通じて請求します。
　請求があるまでは、振込みをしないようお願いします。

6　感染対策等

①　引き続き各自感染対策を講じていただき、体調不良や風邪症状がある方は受審を控えてください。

②　**実技審査時の面マスクまたはシールド着用、および「日本剣道形」の審査時におけるマスク着用は任意とします。**

7　特記事項

①　初段の受審資格は、１級受有者で審査会当日の時点で満１３歳以上の会員です。

②　日本剣道形または学科試験の不合格者（実技は合格していること）については、剣道形または学科試験のみの審査の再受審を認めます。但し、再受審は一年以内１回限りとし、通常の金額の審査料が必要です。該当者は受審申込時に『合格証明書（原本)』を添付するようになっておりますのでご留意ください。

③　一年以内に開催した日本剣道形講習会を受講、修了した受審者は、段位審査の形審査を免除いたします。申請書と一緒に講習会修了書のコピーを必ず添付してください。

※下記の事項を遵守してください

１．審査申込書(第５号様式/Ａ４版)に必ず受審地の記載をすること。
２．現段級位の取得年月日については、証書の年月日を申込書に正確に記載すること。
３．　当剣連以外（県外）にて現有段位を取得している人は認定証のコピーを添付すること。
４．各段位受審に必要な修業年限が足りない者の受審は認めないので、特に注意すること。
５．学科問題は、愛媛県剣道連盟ホームページに記載。
６．現段位取得後、結婚等で氏名の変更があった場合は「証書受領後の改名又は其旨」の欄に旧氏名を記入すること。
７．全剣連への登録（コンピューター入力）を正確に行うため、氏名（特にふりがな)、住所、電話番号等審査申込書は明確に記入すること。
８．審査申込書の「愛媛県剣道連盟会員番号」の欄に、愛媛県剣道連盟会員名簿記載の会員番号を必ず記入のこと。(不明の場合は空欄可)
９．学生は、学年を必ず明記すること。
10. 初段以上を受審する者は、愛媛県剣道連盟への登録をあらかじめ必ず行うこと。
11. 新剣道称号・段位審査規定第１６条２項（『会則・規定』参照）により申請する場合は、審査申込書の空いている場所に、その旨と具体的事由を明記すること。
12. 所属団体、学校名など大きく刺繍した剣道着（袴は構わない）の着用は、差し控えること。やむを得ない場合は、テープなどで隠すこと。
13. **合格料は、後日、加盟団体・学校を通じて納入のこと。(審査終了後の合格料の集金は行いません。)**
14. **受審申込み後から審査当日の間に、やむを得ない事由により受審を取りやめたい場合は、すみやかに剣連へ連絡ください。その場合には受審料の返金を行います。返金方法は、①当日受取り(代理受取り可。)、②振込み(振込み口座を明記したものを剣連へ報告。振込み手数料は、受審者負担となります。)のどちらかでお願いします。**

四段・五段の形審査の方法について

審査会場へ入場後、

①仕太刀は、小太刀を立会の位置から５歩後方へ置き、その後立会の位置に進む。
②打太刀、仕太刀は立会の位置で「正面」へ向く。
③審査係員が、「打太刀」「仕太刀」の宣告をし、「日本剣道形はじめ」の号令をかける。
④その後、(審査係員の号令なく)お互い気を合わせ「正面への礼」、「相互の礼」をする。
⑤審査係員の号令なく、お互い気を合わせ「太刀の形１本目」から演武を行う。
⑥太刀の形終了後、相互の礼を済ませ、仕太刀は小太刀に持ち替え、立会の位置に進む。
⑦「小太刀の形」立ち会いについては、同組揃ったところで開始する。
⑧小太刀の形終了後、「相互の礼」を行い、その場で待機する。
⑨審査係員が「やり直しがある場合１本１回のやり直しを認める」の号令により、該当受審者は、近くの審査員に申し出て再演武を行うことができる。
⑩やり直しが終了したら、双方立会の位置で相互に向かい合った状態から、審査係員の「退場」の号令により退場する。